

退職者に対する感謝状等の贈呈に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、退職者に対し永年の労をねぎらうとともに、その功績をたたえ感謝の意を表するため感謝状等を贈呈することについて、必要な事項を定める。

(感謝状等の贈呈)

第2条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当する場合には、感謝状を贈呈するものとする。

- (1) 船橋市職員の定年等に関する条例（昭和59年船橋市条例第5号）の適用を受けて定年により退職する場合
- (2) 早期退職の募集に応募し認定を受けて退職する場合
- (3) 勤続年数20年以上で自己都合により退職（死亡退職を含む。）する場合
- (4) その他前各号に掲げる場合に準ずる場合

2 前項第1号に該当する者に対しては、同項に定めるもののほか、退職記念写真を贈呈するものとする。

3 勤続年数の計算は、船橋市職員退職手当支給条例（昭和25年船橋市条例第14号）第7条及び第7条の2に準じて算定するものとする。

附 則

1 この基準は、昭和60年3月31日から施行する。

2 昭和40年4月1日施行の勇退勧奨退職者に対する感謝状並びに記念品等贈呈の取扱要綱は廃止する。

附 則

この基準は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年3月31日から施行する。

参 考

船橋市長	年 月 日	ま す え こ こ に 深 く 感 謝 の 意 を 表 し ま す	退 職 に あ た り そ の 労 を た た え こ こ に 深 く 感 謝 の 意 を 表 し ま す	に 顕 著 で あ り ま し た	展 に 尽 く さ れ た 功 績 は ま こ と に 顕 著 で あ り ま し た	多 年 に わ た り 船 橋 市 行 政 の 発 展 に 尽 く さ れ た 功 績 は ま こ と に 顕 著 で あ り ま し た	あ な た は 船 橋 市 職 員 と し て 多 年 に わ た り 船 橋 市 行 政 の 発 展 に 尽 く さ れ た 功 績 は ま こ と に 顕 著 で あ り ま し た	感 謝 状	様
------	-------------	---	---	---	--	---	---	-------------	---